

☆お住まいを売却した場合、手元に残る金額は・・・

売却金額

—

諸経費^{など}

=

手取り金額

○ローンの残債

※ローンの残りがある場合には、抵当権抹消費用や変更登記費用、金融機関への手数料などが必要となります。

○仲介手数料

※売却金額 × 3% + 6万円 + 消費税（即算式）

※売却金額が0～200万の場合は5%、200万～400万の場合は4%、400万を超える部分は3%と定められています。（税別）

○印紙代

○家屋調査費用

※境界の明示、土地の測量、未登記部分の登記など必要となる場合あり。

○引っ越し費用

お住まいを売却されて**譲渡益**が出た場合には、所得税・住民税がかかる場合があります。

ご自宅の売却場合には、**3,000万円の特別控除**や、**長期所有による税率軽減の特例**を利用することができます。

～(専属)専任媒介契約の場合～

売主様

専任媒介契約



藤島住宅

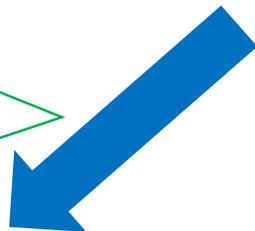


市場

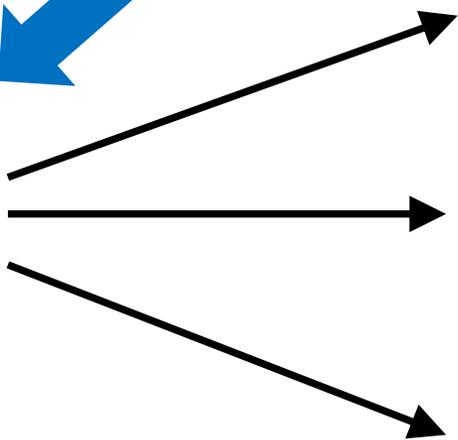


一般の
購入希望の
お客様へ
のご紹介

不動産流通機構
(REINS)へ情報を登録し、
他の不動産会社へ情報を公開します。



REINS



A社



B社



C社



	複数の業者と契約	売主自ら見つけた相手との契約	指定流通機関への登録義務	業務処理報告義務
専属専任 媒介契約	×	×	5営業日以内	1週間に 1回以上
専任 媒介契約	×	○	7営業日以内	2週間に 1回以上
一般 媒介契約	○	○	なし	なし